

3 (1) 小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

(令和3年4月12日現在)

(1) 共通

問1 申請は何回までできるのか。

(回答)

3事業(森林整備事業、安全対策事業、小型林業機械支援事業)でそれぞれ1団体又は1個人で年度に1回までの申請となります。

問2 交付申請書の提出期限はあるか。

(回答)

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。交付決定は先着順となります。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

(回答)

事業費(補助対象経費)の3割以上の増減とします。このほか森林整備事業では事業地の追加・変更、安全対策事業では補助対象装備品の追加・変更、小規模林業機械支援事業では補助対象機械の追加・変更とします。

(3) 安全対策補助金

問1 補助対象者が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林業者、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も対象となります。

問2 事業体にも属していて、個人でも林業を営んでいるが、2件で申請できるか。

(回答)

どちらで申請していただいてもかまいませんが、使用者が重複しないようにしてください。申請書に使用者を記入する欄あり。

問3 時々しか現場に行かない事務職員も対象となるか。

(回答)

こちらでは特に明確な線引きは行いませんが、原則、林業現場における災害の防止のために行う事業ですので、例えばチェーンソーを使用しない職員を使用者としてチェーンソー防護ズボンを購入するなど、不要なものを購入することは避けてください。

問4 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、秩父地域の店舗で購入に努めるようお願いいたします。

問5 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

領収証等、購入した商品や支払いの事実がわかるものの添付をお願いします。

問6 令和2年度に実施していた秩父市安全対策補助金との内容の違いは何か。

(回答)

見積を2社以上とじていましたが、1社以上としました。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。